

海老名市不育症治療費助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、少子化対策の充実を目的として、不育症に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されない不育症治療を行う者に対し、予算の範囲内で助成金を交付する事業の実施に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 不育症治療 厚生労働省不育症研究班に属する医療機関（これと同等の能力を有する医療機関を含む。以下「医療機関」という。）が診断後に実施する不育症の治療及び当該治療に係る検査をいう。
- (2) 治療期間 不育症治療を行ったことにより妊娠した者が当該治療を開始した日から出産（流産及び死産を含む。以下第6条第1項において同じ。）に伴い治療が終了した日までの期間をいう。
- (3) 事実婚 法律上の婚姻手続を行っていないが、事実上夫婦としての実態を有する関係をいう。

(助成対象者)

第3条 助成の対象者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 法律上の婚姻をしている者で、不育症治療を開始した日及び第6条第1項の規定による申請をする日（ア、イ、エ及びオについては同項の規定による申請をする日）に次の要件を満たすもの

ア 治療期間に医療機関で不育症治療を受けたものであること。

イ 夫婦の両方又は一方が本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により本市の住民基本台帳に記載されていること。ただし、市長が認めた場合はその限りでない。

ウ 次に掲げる医療保険各法に規定する被保険者若しくは組合員又はその被扶養者

(以下、「被保険者等」という。) であること。

(ア) 健康保険法 (大正11年法律第70号)

(イ) 船員保険法 (昭和14年法律第73号)

(ウ) 国民健康保険法 (昭和33年法律第192号)

(エ) 国家公務員共済組合法 (昭和33年法律第128号)

(オ) 地方公務員等共済組合法 (昭和37年法律第152号)

(カ) 私立学校教職員共済法 (昭和28年法律第245号)

エ 本市の市税等に滞納がないこと。

オ 当該不育症治療について、神奈川県を除く他の自治体から助成制度の適用を受けていないこと。

(2) 事実婚をしている者で、不育症治療を開始した日及び第6条第1項の規定による申請をする日 (ア、イ、エ及びオについては同項の規定による申請をする日) に次の要件を満たすもの

ア 治療期間に医療機関で不育症治療を受けたものであること。

イ 事実婚をしている者の両方又は一方が本市に居住し、かつ、住民基本台帳法 (昭和42年法律第81号) により本市の住民基本台帳に記載されていること。ただし、市長が認めた場合はその限りでない。

ウ 次に掲げる医療保険各法に規定する被保険者等であること。

(ア) 健康保険法 (大正11年法律第70号)

(イ) 船員保険法 (昭和14年法律第73号)

(ウ) 国民健康保険法 (昭和33年法律第192号)

(エ) 国家公務員共済組合法 (昭和33年法律第128号)

(オ) 地方公務員等共済組合法 (昭和37年法律第152号)

(カ) 私立学校教職員共済法 (昭和28年法律第245号)

エ 本市の市税等に滞納がないこと。

オ 当該不育症治療について、神奈川県を除く他の自治体から助成制度の適用を受けていないこと。

(助成の対象となる費用の範囲)

第4条 助成の対象となる費用は、医療機関において治療期間に助成対象者が受けた不育症治療に係る費用とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる費用は助成の対象としない。

- (1) 前条第1項第1号ウ及び第2号ウに掲げる医療保険各法の規定に基づく保険給付が適用される不育症治療に係る費用
- (2) 入院時の差額ベッド代、食事療養費、文書料等の直接治療に関係のない費用
- (3) 妊婦健康診査の助成を受けた検査の費用
- (4) 処方箋によらない医薬品等の費用

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、前条により算出された治療期間ごとの不育症治療に要する医療費に2分の1を乗じて得た額とし、一年度につき300,000円を限度とする。ただし、神奈川県不育症検査費用助成金交付要綱（令和3年4月15日施行。以下「県要綱」という。）による助成の決定を受けている場合は、当該決定を受けた金額を控除した額を、助成金の額の算出対象とする。

2 前項の規定により算出した助成金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、不育症治療が終了した日又は出産の日の属する月の翌月から起算して6月以内に海老名市不育症治療費助成金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付し、市長に申請するものとする。

- (1) 海老名市不育症治療費助成事業受診等証明書（第2号様式）
- (2) 医療機関の発行する領収書及び診療報酬明細書の原本
- (3) 次に掲げる助成対象者に係る書類

ア 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）又は戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）

ただし、住民票の写しで夫婦関係が確認できる場合は不要とする。

イ 住民票の写し

ウ 事実婚関係に関する申立書（第3号様式）又は本市のパートナーシップ宣誓書受領証（事実婚をしている者に限る。ただし、住民票の写しで夫婦関係が確認できる場合は不要とする。）

エ 納税状況が確認できる書類

オ 被保険者等であることを証明する書類

カ 県要綱による助成金の交付決定通知書の写し（県要綱による助成金の交付決定を受けている者に限る。）

キ その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、同項第3号に掲げる書類のうち助成対象者の同意を得た上で市がその内容を確認できる場合、当該書類の提出を省略することができる。

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、海老名市不育症治療費助成金交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条の申請書の内容を審査し、不适当と認めるときは、速やかに海老名市不育症治療費助成金不交付決定通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

（助成金の請求等）

第8条 申請者は、前条第1項の規定により助成金の交付決定を受けたときは、速やかに海老名市不育症治療費助成金交付請求書（第6号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する請求があつたときは、当該申請者に速やかに助成金を交付するものとする。

（決定の取消し等）

第9条 市長は、申請者が偽りその他不正な手段により、助成金の交付を受けたとき若しくは受けようとしたとき又は助成金の交付決定の内容に違反したときは、助成金の

交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、旧要綱に定める様式に基づいて作成した様式は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

《平成27年4月1日・制定》

《令和3年7月1日・一部改正》

《令和3年10月1日・一部改正》

《令和4年10月1日・一部改正》

《令和5年4月1日・一部改正》

《令和5年7月1日・一部改正》

《令和6年3月1日・一部改正》